特別管理産業廃棄物処分委託契約書（案）

排出事業者：　　大和高田市　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、収集運搬及び処分業者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲の事業場：大和高田市立病院　から排出される特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第１条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律とその他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託業務）

１（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

２（委託する産業廃棄物の種類、容器の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、容器の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

（消費税別）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 感染性産業廃棄物 | | |
| 容器の種類 | ２０L容器 | ５０L容器 | ５０Lﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ容器 |
| 年間排出量 | 個 | 個 | 個 |
| 処分単価 | 円／個 | 円／個 | 円／個 |

３（輸入廃棄物の有・無）

　甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

　輸入廃棄物：　無

４（処分の場所、方法及び処理能力）

　乙は、甲から委託された第２項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力：

５（最終処分の場所、方法及び処理能力）

　甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 最終処分先の  番号 | 事業場の名称 | 所在地 | 処分方法 | 施設の  処理能力 |
|  |  |  |  |  |

６（搬入業者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　称 | |  | |
| 所　在　地 | |  | |
| 許可番号 | 許可都道府県・政令市 |  |  |
| 特別管理産業廃棄物 |  |  |

第２条第２項の産業廃棄物の第２条第４項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

第３条（適正処理に必要な情報の提供）

　　甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成１８年３月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア　産業廃棄物の発生工程

イ　産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ　腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ　混合等により生ずる支障

オ　日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合に　　は、含有マーク表示に関する事項

カ　石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

キ　その他取扱いの注意事項

　２　甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

　　　なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

３　甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

４　甲は、委託する産業廃棄物に毒劇物の廃薬品、放射性物質、有害な化学反応を起こしうる他の物質が混入しないように注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障が生じるおそれのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。また甲がこれらの物質が混入された際の報告義務を怠った場合において、乙に損害が生じた時は、甲はその賠償の責を負うものとする。

第４条（甲乙の責任範囲）

　　乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

２　乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

３　乙が第１項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

４　第１項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第５条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第６条（義務の譲渡等）

　　乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

第７条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストＤ票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第８条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第９条（報酬・消費税・支払い）

　　甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第２条第２項で定める単価に処理した容器の数量を乗じて算出された処理料金を乙に支払うものとする。

　２　甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

　３　乙は、処理料金、消費税をまとめた請求書を当月末日付けで甲に提出するものとし、甲は適法な請求書受領後３０日以内に乙の指定する口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は、甲の負担とする。

４　報酬の額が経済情勢の変化及び第３条第２項等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第１０条（内容の変更）

　　甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第３条第２項の場合も同様とする。

第１１条（機密保持）

　　甲及び乙は､この契約に関連して､業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない｡当該機密を公表する必要が生じた場合には､相手方の書面による許諾を得なければならない。

第１２条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明したある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

３ 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（１）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物について処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がない時には、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ　上記ロの場合、甲は当該業者に対し、差し当たり、甲の負担費用をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（２）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第１３条（協議）

本契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生したときは、関係法令に従いその都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第１４条（裁判管轄）

　　本契約に関する紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属適合意管轄裁判所とする。

第１５条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和５年７月１日から令和７年６月３０日までとする。

この契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲と乙とが押印の上、それぞれ各1部を保有する。

令和５年　　月　　日

甲　　　　奈良県大和高田市大字大中９８番地４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大和高田市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大和高田市長　堀内　大造

　　　　　　　　　　　　　　　乙